

葬祭組合告示第5号

平成20年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月8日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成20年10月27日（月）午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

平成20年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成20年10月27日（月曜日）午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（6名）

1番 及川俊子君（副議長）	四街道市議会選出
3番 森野正君	佐倉市議会選出
4番 蕨和雄君（議長）	佐倉市長
5番 小池正孝君	四街道市長
6番 市橋誠二郎君	四街道市議会選出
7番 原義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員（1名）

2番 望月清義君	佐倉市議会選出
----------	---------

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	嶋田孝男君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁君	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏君	

○会期

平成20年10月27日（月曜日） 1日

○議事日程

平成20年10月27日（月曜日）午後3時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

○議事日程（追加）

平成20年10月27日（月曜日）午後3時開議

日程第1 議席の指定

日程第2 諸般の報告

日程第3 副議長の選挙

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 行政報告

日程第7 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎開会の宣告

午後３時１３分 開会

○事務局長（石井八仁君） 事務局長の石井八仁でございます。

議長でありました四街道市長の高橋操議員が平成20年10月19日付で任期満了となり、また副議長でありました小林右治議員が平成20年5月28日付で辞職され、議長、副議長不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の小池正孝議員をご紹介いたします。

○臨時議長（小池正孝君） ただいまご紹介をいただきました小池正孝でございます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は6名でございます。議員定数の過半数に達しております。よって、平成20年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。

これにより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（小池正孝君） 続きまして、日程第1、仮議席の指定でございます。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（小池正孝君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに関しご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小池正孝君） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることと決しました。

それでは、どなたかご指名がございましたらお願いいたします。

○7番（原 義明君） 議長。

○臨時議長（小池正孝君） 原議員。

○7番（原 義明君） それでは、先ほど全員協議会のところで発言させていただきましたが、再度また、先輩市長でございます佐倉市長の萩議員を議長に推薦いたしたいと思います。

○臨時議長（小池正孝君） ありがとうございます。

ただいま原議員から議長に萩和雄議員を推薦したい旨のご発言がありました。

お諮りいたします。萩議員を議長に指名することにいたしたいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小池正孝君） ご異議なしと認めます。

よって、蕨和雄君が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議長に当選されました。

議長に当選されました蕨和雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

蕨和雄君の議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○4番（蕨 和雄君） 佐倉市長の蕨和雄でございます。ただいま議員の皆様のご推挙によりまして、葬祭組合議会議長を務めさせていただくことになりました。時代が大きく変化する中で、その責任の重さを痛感する次第でございます。今後とも議員の皆様方のご支援を心よりお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（小池正孝君） ご協力ありがとうございました。

これで交代をさせていただきますが、席に戻る前に、ちょっとお詫びを申し上げます。

酒々井さんの町の名前を「しすいちょう」と読みましたが、正しくは「しすいまち」だそうでございます。どうも申しわけございませんでした。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議席の指定

○議長（蕨 和雄君） それでは、議事日程（第1号の追加）によりまして進めてまいりたいと思います。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、ただいま着席の議席といたします。

◎諸般の報告

○議長（蕨 和雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

佐倉市選出の小林右治議員より平成20年5月28日付をもって辞職願が提出され、同日にこれを許可いたしました。これにより欠員が生じたので、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合同約第6条第2項の規定によりまして、補欠選挙を行ったところ、望月清義君が平成20年6月30日付で当選されましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎副議長の選挙

○議長（蕨 和雄君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会副議長に及川俊子君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました及川俊子君を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました及川俊子君が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選されました及川俊子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により本席から告知をいたします。

及川俊子君の副議長当選のごあいさつをお願いいたします。

○1番（及川俊子君） 大役を仰せつかりました四街道市の1番、及川俊子でございます。何分にも微力でございます。市長さん、議員さんをはじめ、執行部の皆さんにお教えいただきながら、議長を補佐できるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤 和雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、及川俊子君、森野正君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤 和雄君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎行政報告

○議長（藤 和雄君） 日程第6、行政報告を行います。

事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

○事務局長（石井八仁君） はい。

○議長（藤 和雄君） 事務局長、石井八仁君。

○事務局長（石井八仁君） 事務局長の石井八仁でございます。お許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

初めに、防災訓練の実施の報告をいたします。平成20年10月16日にさくら斎場に勤務しております委

託職員も含めまして、31名が参加して防災訓練を実施したところでございます。この訓練は、火災が発生したとき、斎場勤務者が動揺することなく、また状況に応じた行動ができるよう訓練を通し、防災意識や適応能力の向上を図ることを目的として、佐倉消防署職員の協力のもと円滑に訓練を実施することができたところでございます。

次に、さくら斎場の利用状況でございますが、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。失礼しました。後で配布させていただきます。数字だけ報告させていただきます。平成20年度に入りまして、昨年同月期間の4月から9月までの利用状況を比較いたしますと、式場利用は297件で11件、3.8%の増加でございます。火葬件数は1,041件で50件、5.0%の増加でございます。うち組合内の火葬件数は58件の増加、組合外の火葬件数は8件の減少となっております。

以上で行政報告を終わります。

◎議案の上程

○議長（蒨 和雄君） 日程第7、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蒨 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久君） 議長。

○議長（蒨 和雄君） 管理者、小坂泰久君。

○管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成20年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中にもかかわらずご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして心からお礼を申し上げます。

このたびの四街道市の市長選挙により小池正孝市長さんが当選され、心よりお祝いを申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、ただいまは議員各位のご推挙により議長に蒨議員が、副議長に及川議員がご就任され、心よりお祝いを申し上げますとともに、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。

平成19年度の歳入決算額は3億1,163万8,528円で、対前年度比14.6%の減となっております。

歳入の主なものといたしましては、組合運営全般及び新火葬場の建設事業費にかかわる構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに、施設使用料、財政調整基金繰入金、施設整備基金繰入金及び前年度繰越金などが主なものでございます。

一方、歳出決算額は3億401万5,266円で、対前年度比13.4%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費及び組合債の償還によるものでございます。

歳入歳出差引残高は762万3,262円でございます。

次に、議案第2号、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児短時間勤務、育児休業した職員が職務に復帰した場合における給料の調整等に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定を改正するものでございます。

次に、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、所要の規定を改正し、整備するものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（蔭 和雄君） 続いて、事務局長から議案の補足説明をいただきます。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（蔭 和雄君） 事務局長、石井八仁君。

○事務局長（石井八仁君） はい。それでは、まず平成19年度決算から細部説明をさせていただきます。

平成19年度一般会計歳入歳出決算につきましてでございますが、決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書によりご説明いたします。また、別添の資料、主要施策の成果説明書の2ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

第1款の分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町から組合負担金といたしましてご負担していただいております額、2億1,222万8,000円が収入済みでございます。平成18年度比3,712万3,000円の減額となっております。理由といたしましては、現在の火葬場建設に伴います公債費の減額が主なものでございます。

内訳といたしまして、佐倉市が管理運営費負担金といたしまして7,894万9,000円、建設事業費負担金としまして3,257万3,000円で、合計1億1,152万2,000円でございます。四街道市は、管理運営負担金が4,701万5,000円、建設事業費負担金として3181万4,000円で、合計が7,882万9,000円となっております。酒々井町は、管理運営費負担金として1,477万1,000円、建設事業費負担金として710万6,000円で、合計2,187万7,000円でございます。

なお、建設事業費負担金につきましては2市1町の合計で7,149万3,000円でございます。この額は新火葬場建設事業債の償還額でございます。前年度比2,734万6,000円の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。前年度と比較いたしまして215万2,000円の減でございます。主な要因は、組合外火葬場使用料及び待合室使用料の減でございます。平成19年度さくら斎場使用状況に関しましては、主要施策の成果説明書の10ページから記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。使用料の内訳といたしましては、11ページ、火葬件数及び使用料をごらんください。組合外が30件の減、組合内が30件の増で、合計221万4,000円の減額となっております。13ページ⑤になっております待合室使用件数及び使用料をごらんいただきたいと思います。合計29万3,000円

の減でございました。平成17年度中に和室待合室を洋室待合室に改修したことに伴いまして、待合室の追加が減になったものでございます。ちなみに和室のときには24人までの対応でございましたが、洋室に改装したときに40人までが入れる部屋となっておりますので、その分追加が減ったということでございます。14ページの⑦、式場使用件数及び使用料をごらんいただきたいと思います。一番下の合計欄にございますように式場は件数で6件の増、47万2,500円の増となっております。このほか霊柩車使用料は若干の増で、霊安室使用料は若干の減となっております。

決算書の7ページ、3款財産収入でございますが、1項財産運用収入は、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございまして、金利の上昇に伴いまして14万6,673円の増でございます。

4款繰入金は、財政調整基金から1,600万円、施設整備基金から600万円、合計2,200万円の繰入金でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。5款繰越金700万円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、6款諸収入は40万5,137円でございます。売店の電気料金の実費負担分、予算書販売代金、骨つぼ代、共済組合互助会保険事務手数料、公衆電話料の収入、臨時職員雇用保険料等でございます。

以上、歳入合計といたしまして3億1,163万8,528円となっております。

続きまして、決算書の12ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。別添資料、主要施策の成果の説明書3ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

1款の議会費でございますが、前年度と比較いたしまして29.3%、41万5,242円の減額となっております。平成19年度は組合議会の視察研修がなかったことが主な要因でございます。内訳は、7名分の議員報酬と会議録の印刷製本費でございます。

決算書の16ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費でございますが、前年度と比較いたしまして4.1%減の1億2,430万1,958円でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、報酬でございます。3名の方々に情報公開・個人情報保護審査会委員をお願いいたしまして、審査会を1回開催し、報酬9万円、費用弁償1万680円を支出しております。次に、給料、職員手当、共済費は、職員13名及び特別職の人件費で1億2,007万5,000円で、総務費の96.7%を占めております。給料、職員手当、共済費は、先ほど申し上げました職員13名分の人件費で210万1,000円の増となっております。これも派遣職員の人事異動に伴うものと、総合事務組合の負担金が増額となったことによるものが主な要因でございます。次に、賃金91万1,484円は、前年度比161万7,000円の減で、事務補佐員3名から1名にしたことによるものです。需用費は、前年度比54万2,000円の減となっております。減額となった主なものは、消耗品が33万円で、両面コピーの活用や事務用消耗品の再利用等により節減に努めたことによる減額でございます。委託料につきましては、前年度比57万7,000円の減額となっております。主な要因は、財務会計ソフト環境調整委託がなくなったことによるものでございます。使用料及び賃借料は、前年度比280万9,000円の減で、財務会計システムの5年リースが終了し、これを再リースしたことによる減額でございます。負担金補助及び交付金につきましては、職員厚生補助金、日本環境斎苑協会負担金が主なものでございます。

決算書の18ページをごらんいただきたいと思います。2項監査委員費7万9,725円は、例月出納検査や決算審査に伴います監査委員さん2名分の報酬や旅費、消耗品でございます。

次に、3款事業費でございますが、決算書の22ページからと、主要施策の成果の説明書の7ページが

らあわせてごらんいただきたいと思います。

前年度と比較いたしまして1,928万1,630円、15.8%減の1億257万6,898円でございます。主な内容を申し上げますと、需用費につきましては、前年度より72万8,000円の増でございます。その要因といたしまして、修繕料が80万4,000円の増、施設の維持管理に要する修繕で32件実施したところでございます。そのほか、光熱水費は前年度比8万円の増で、電気料金と上下水道料金は減となっておりますが、ガス料金の値上げに伴いまして増となっております。委託料は、前年度比275万8,000円の減、5,614万6,000円でございます。主な内容につきましては、一般競争入札を4件実施いたしましたことと、機械設備保守点検と定期清掃業務を一緒にしたことに伴いまして減額となったものでございます。また、平成18年度に事務職員の退職に伴いまして、火葬炉運転業務委託職員を増にしたことにより474万6,000円の増となったものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同内容で、全部で25件、業務内容の見直しを行い、経費の節減に努めたところでございます。工事請負費は1,161万円の減で、614万3,000円でございます。主なものといたしまして、前年度待合室改修工事を行ったことによるものでございます。

決算審査に係る参考資料5ページをあわせてごらんいただきたいと思います。火葬炉改修工事420万円は、火葬用設備等の経年劣化に伴うものでございます。そのほか、冷温水発生機2号機凝縮器電熱管改修工事は、電熱管のごみ等を除去するものが主な工事でございます。冷温水発生機2号機高温再生器補修工事は、経年劣化に伴い緊急を要するために工事を行ったものでございます。

次に、決算書の28ページをごらんください。4款諸支出金でございます。内訳といたしましては、財政調整基金積立金は、基金利子及び基金積立金で502万9,000円、施設整備基金積立金は20万246円で、利子のみの積立金でございます。

次に、決算書の32ページをごらんいただきたいと思います。5款公債費でございます。組合債の償還で、元金及び利子の支出でございます。前年比2,734万6,284円の減でございます。平成18年度は大幅に減額となり、平成19年度も一部償還が終了したため減額となったものでございます。平成19年度から平成21年度は、各年度7,149万1,922円、平成20年度が6,199万2,880円、償還の最終年度、平成23年度につきましては492万3,760円の償還額となります。

次に、38ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億1,163万8,528円、歳出総額3億401万5,266円、歳入歳出差引額762万3,262円、実質収支額も同額です。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は382万3,262円でございます。

次に、39ページをごらんいただきたいと思います。財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、さくら斎場の土地と建物でございます。普通財産につきましては、旧火葬場の天使の森公園の所有土地でございます。次に、物品の自動車等につきましては、前年度と同じでございます。

次の基金につきましては、平成19年度末現在高は、財政調整基金2,979万8,010円、施設整備基金6,520万8,409円となっております。

次に、お手元に平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算審査意見書と一緒に添付されていると思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

当組合の監査委員の大川監査委員さんと、市橋監査委員さんに平成20年7月29日に決算監査をしていただきました。その意見でございます。その意見書の4番をごらんいただきたいと思います。審査に伴

いまして、その意見ということで、（１）の総括でございますけれども、審査に付された平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財政に関する調書類は適正に作成されているものと認められるということでございます。

（２）は、要望事項でございます。平成19年度における予算の執行及び事業の運営はほぼ適正であり、効率的に行われていると認められますが、次の事項を踏まえてさらなる改善を要望しますということでございます。

要望事項の①光熱水費の支出増についてでございますが、電気使用料、ガス使用料の光熱水費が料金改正により支出が増加してきています。今後もこのような傾向が続くものと思われます。このためこれらに関して経費節減や省エネルギーの立場から関係職員の対応とさらなる意識向上が不可欠です。その上で今後の対応を重要な課題として斎場業務運営への影響やその対応策の検討を進めてくださいという要望でございますが、職員の意識向上を含めまして経費節減により一層努めてまいり所存でございます。

②の使用料の見直しについてでございます。斎場の使用料のうち組合外の火葬使用料については、平成17年度に見直しをしています。近年の状況は、各種使用料の歳入総額は減少傾向にありますが、ガス等の光熱水費は毎年増加してきています。ちなみに平成19年度では火葬大人1件当たりの使用料6,000円にほぼ相当しています。これらのことから適切な受益と負担のあり方の観点から各種使用料について、近隣類似団体なども参考にしながら定期的な見直しの検討を進めてくださいというものでございます。

これにつきましては、当組合といたしましても自主財源の確保を図る上で、他の斎場の使用料の動向も注視するとともに、住民サービスという点も考慮しながら議会並びに構成市町と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

③契約事務の適正化についてでございます。これまで指摘してきた契約事務の執行については、一般競争入札が導入され、一定の改善が図られたことは評価できます。一般競争入札に係る事務処理については、公告事務から開札、業者決定、契約締結など一連の事務が一定の期間内に定型的に行われる必要があります。また、事業期間の設定によっては債務負担行為など適正な予算措置が必要となりますので、今後慎重に対応してください。今後とも法令に基づきより適正な経理事務の執行のため一層の改善と工夫をしてくださいという要望事項でございます。これにつきましては地方自治法の本旨に基づき実施するほか、契約内容等を十分精査した上で契約事務を行い、事業の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上が監査委員さんからの要望事項でございますが、決算審査の要望につきましては、事務局一丸となりまして、今後も引き続き経費の節減を図る上で、改善すべきものは改善していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で議案第1号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号及び第3号の説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、議案第2号、第3号資料をごらんいただきたいと思います。

まず、この1ページ目をごらんいただきたいと思います。議案第2号資料でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。1、制定理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い職員の育児短時間勤務、育児休業をした職員が勤務に復帰した場合における給料の調整等に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定を改正するものでございます。

改正概要でございますが、（１）育児のための短時間勤務制度の導入。小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が希望する場合、給料を減額して１週間当たりの勤務時間を短縮することができる制度でございます。

（２）育児休業をした職員の職務復帰後における給料の調整、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給料の号給調整における期間の換算率において、現行の２分の１を改め、育児休業していた全期間を引き続き勤務していたものとみなすものでございます。この規定は、育児休業法の一部改正に基づき当該施行日以降の期間についての調整措置です。なお、当組合においてこの措置が適用となる職員はいません。

それから、③の主な改正内容につきましては、次のページをごらんいただきます。３ページの参考資料に基づきましてご説明させていただきます。参考資料で、育児のための短時間勤務制度の概要ということに記載してございます。

１の対象職員、小学校就学始期に達するまでの子を養育する常勤職員、ここでは非常勤職員、臨時職員、配偶者が育児休業をしている職員等は対象外となっております。

２の勤務形態でございますが、１日４時間を週５日、合計で週２０時間勤務する形態。それから、１日５時間、週５日、週２５時間勤務する形態、それから１日８時間を週３日、合計で２４時間勤務する形態、それから１日８時間を週２日、それと１日４時間というのを週１日勤務する形態、合計で２０時間の勤務形態を四者からの選択ができるというものでございます。期間は１カ月以上１年以下となっております。期間満了後原則として１年間は再取得できないということでございます。

４の給与でございますが、給料、地域手当、管理職手当は勤務時間に応じた額を支給します。扶養手当、住居手当、通勤手当は全額支給します。時間外勤務手当は全額支給します。ただし、１日８時間までの支給割合は１００分の１００とします。期末手当、勤勉手当は、勤務時間の短縮分の除算措置により算出します。

５番の並立任用です。同一の職に週２０時間勤務である２人の育児短時間勤務職員を任用することができます。

６の任期付短時間勤務職員でございます。育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるため当該期間を任期として任期付短時間勤務職員を任用することができます。

この趣旨としまして、一番最後にありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の趣旨でございますが、少子化対策が求められる中、公務においても職員が職務を完全に離れることなく、長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう育児のための短時間勤務制度等を導入するものですというものでございます。

続きまして、次の４ページをごらんいただきたいと思います。こちらは議案第３号の資料となっております。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

１、制定理由。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の規定を改正し、整備するものです。

２、改正概要。（１）１週間の勤務時間の改正。従来の３区分、４０時間、それから再任用の場合は１６から３２時間、不規則勤務に加えまして、２区分、育児短時間勤務職員等と育児休業の任期付短時間勤務３２時間以内を加えて分類し、大別して５区分に項を分け、１週間の勤務時間について整備するものです。

(2) 勤務の割り振り、休暇等の勤務条件に関する服務関連規定の整備。育児短時間勤務職員等の新たな勤務体制に伴い、必要な週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇等の勤務条件に関する服務関連規定に項目を追加して整備するものです。

3、主な改正内容。(1) 短時間勤務職員の分類。短時間勤務職員の規定を再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員に分類。1週間の勤務時間の規定に育児短時間勤務職員等の項を追加。1週間の勤務時間の規定中、再任用短時間勤務職員の定義の整理、1週間の勤務時間の規定中、任期付短時間勤務職員の定義に、職員の育児短時間勤務に伴い新たに任用した短時間勤務職員を追加ということになります。

(2) 勤務の割り振り、休暇等の勤務条件に関する服務関連規定の整備。週休日及び勤務時間の割り振りの規定に育児短時間勤務職員等に関する規定を追加。正規の勤務時間以外の時間の勤務における勤務の規定に育児短時間勤務職員等の項を追加。年次有給休暇の規定に育児短時間勤務職員等を追加。臨時的に任用される職員等の勤務時間、休暇等における除外規定に育児短時間勤務職員等を追加するものでございます。

施行期日は、平成20年12月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(藤 和雄君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3番(森野 正君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 森野議員。

○3番(森野 正君) 決算のところで主要施策の成果の説明書の7ページに該当するのですが、いずれにしても大きな委託料が占められていると思いますけれども、大雑把でいいんですが、委託契約の、委託契約の方法と契約期間が大雑把でもわかれば、単年度契約なのか、複数年度契約なのかを知りたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長(藤 和雄君) 事務局。

○事務局次長(藤崎泰宏君) 次長の藤崎でございます。

平成19年度におきましてはすべて単年度契約でございます。20年度から長期継続も含めておりますが、19年度はすべて単年度でございます、そのうちの、予算書のほうになります。主要施策のほうの緑地管理業務委託、それから4行目の機械設備保守点検、定期清掃業務委託、あとここには出てませんが、消防設備保守点検とばい煙等の測定業務委託、4件が制限付きの一般競争入札で行っております。その他につきましては、金額の少額なものを含めて随意契約という形と、一部特殊なものもございますので、随意契約という形で行っております。

以上でございます。

○3番(森野 正君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 森野議員。

○3番(森野 正君) 20年度からいろいろと契約内容等変えられたということも伺っておりますけれども、なぜかという、佐倉市でもちょっとあったのですけれども、例えば健康診断の受託業務を単年度から複数年度に変えたがために、かなり契約金額が減ったというような事例がありまして、やはり単年度よりも複数、今後そうですけれども、単年度決算だけを見るのではなくて、複数年度で見ていく場合、

やはり業務委託にかかわる分については期間設定をしっかり勉強して、研究していただければ、その分、多分契約の金額も変わるところもあるのではないかなというのが、一つ例があったものですから、その辺も含めて、これ要望ですけれども、ちょっとご検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（蕨 和雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

◎討 論

○議長（蕨 和雄君） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） 討論なしと認めます。

◎採 決

○議長（蕨 和雄君） それでは、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） どうもありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） どうもありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（蕨 和雄君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

平成20年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時06分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

臨時議長 小 池 正 孝

議 長 蕨 和 雄

議 員 及 川 俊 子

議 員 森 野 正